

令和8年

春の全国交通安全運動

実施要綱



運動の目的

広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、府民による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。



運動スローガン

『 京の春 止まってゆずって 笑顔咲く 』



実施期間

令和8年4月6日（月）～ 4月15日（水）までの10日間
交通事故死ゼロを目指す日 令和8年4月10日（金）



運動重点

- ◇ 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- ◇ 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ◇ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底



京都府交通対策協議会

通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

- ◇ 運転者は、
 - こども（歩行者）が通行しているときは、その動きに十分注意し、一時停止又は徐行して、その通行を妨げないようにしましょう。
- ◇ 歩行者は
 - 道路を横断する時は、少し遠回りになっても横断歩道等の交通安全施設を利用し、信号機のある横断歩道ではその信号に従い、安全を確認してから横断しましょう。
 - 信号機のない横断歩道では、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断する「合図横断」で横断し、横断中も周りに気を付けましょう。
- ◇ 家庭・地域では、
 - こどもの手本となるよう、自らが交通ルールを守り、日常生活を通じてこどもに交通事故に遭わないための交通行動を習慣付けましょう。

「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

- ◇ 運転者は、
 - 歩行者の安全を確保しながら、思いやりとゆずり合いの心を持って、安全運転に努め、スマートフォン等を操作しながら運転する「ながら運転」は絶対にやめましょう。
- ◇ 自転車利用者は、
 - 通行が可能な歩道においても、歩行者が優先であることから、歩行者の通行を妨げる場合は、必ず一時停止をしましょう。
 - イヤホン等の使用やスマートフォン等を操作しながら運転する「ながら運転」は絶対にやめましょう。

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

- ◇ 自転車の利用者は、
 - 「自転車安全利用五則」を遵守し、歩行者や他の車両に配慮した運転を心掛けましょう。
 - 自転車はできる限り道路の左端に寄って通行しましょう。
 - 自転車幼児用乗車装置に未就学児を同乗させるときは、必ずヘルメットを着用させましょう。
また、こどもも大人も自転車に乗るときは、交通事故発生時の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。
 - 自転車損害保険等への加入が義務付けられています。必ず加入しましょう。
- ◇ 特定小型原動機付自転車の利用者は、
 - 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）を運転するときは、交通ルールを遵守し、交通事故防止に努めるとともに、交通事故発生時の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。
なお、16歳未満の方は、特定小型原動機付自転車を運転してはいけません。